

公市ス第84号
令和2年6月8日

各加盟団体長 様

公益財団法人市原市スポーツ協会
理事長 下原 正規
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う各加盟団体が主催する事業等の
取り扱いについて (通知)

梅雨の候、貴職におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。
日頃より、当協会の運営に多大なるご協力を賜り心より感謝申し上げます。
さて、5月26日の緊急事態宣言の解除に伴い、今後の事業等の取り扱いについて、千葉県スポーツ協会より別紙1 (千ス協第56号) のとおり通知がありましたので、お知らせいたします。
つきましては、関係者並びに関係団体へも周知いただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。
また、熱中症事故防止について、別紙2 (千ス協第67号) のとおり通知がありました。事故防止に努められますようお願いいたします。

最後に先日もご連絡いたしました。新型コロナウイルス感染症予防対策として、各加盟団体において、競技再開における対応策等がありましたら、事務局まで提出いただきたくお願い申し上げます。ご協力よろしく申し上げます。

参考 【別紙1 : 千ス協第56号 新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う各加盟団体が主催する事業等の取り扱いについて】
※添付資料については各HPにてご確認ください。
【別紙2 : 千ス協第67号 熱中症事故の防止について】

問合先 公益財団法人市原市スポーツ協会
〒290-0011 市原市能満1474-1
電話 : 42-7712



千ス協 第56号
令和2年6月1日

加盟団体長 様

公益財団法人千葉県スポーツ協会
理事長 大野 敬三
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う各加盟団体が主催する事業等の取り扱いについて（通知）

日頃より、本県のスポーツ推進に、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、これまで新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発出により、各加盟団体が実施する事業について、原則中止または延期をお願いしてきたところですが、5月26日の緊急事態宣言の解除に伴い、今後について以下の通り対応をお願いすることとしました。

つきましては、関係者並びに関係団体へも周知していただき、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

今後も国の動向や県の対応・対策を踏まえ、お知らせしている内容等に変更がありましたら、適宜通知いたします。

記

- 1 各加盟団体が主催する大会等の開催について
 - ・緊急事態宣言は解除されたものの、未だ感染の収束に至っておらず、引き続き感染拡大防止に取り組む必要性と、長期の活動自粛による選手のコンディションを考慮し、引き続き6月末日までは原則中止、延期をお願いいたします。
 - ・開催の必要性が高く、開催を検討する場合は、スポーツ庁及び県からの要請をもとに、日本スポーツ協会の定める「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、各中央競技団体が作成予定のガイドラインにより必要な感染予防策を講じるとともに、使用する施設の管理者とも十分協議し、感染のリスクを排除することが困難であると判断される場合は、開催を中止する。
- 2 各加盟団体が実施する練習会等について
 - ・実施の検討にあたっては、その規模や必要性をもとに、上記のガイドラインに則って必要な感染予防策を策定するとともに、使用する施設の管理者とも十分協議し、感染のリスクを排除することが困難であると判断される場合は、実施を中止する。
 - ・実施に際しては、上記の感染防止策を確実に実施して感染防止に努めるとともに、その内容をあらかじめ参加者に周知し、参加について同意を得る。
また、参加者のコンディションに配慮し適切な運動強度で実施することで、けがや熱中症の防止に努める。
 - ・児童・生徒が参加する練習会等については、6月末日までの期間は実施しない。
- 3 添付資料
 - ・「5月25日に決定された『新型インフルエンザ等緊急事態宣言』及び解除後の催物に関する対応等について」
令和2年5月26日 スポーツ庁
 - ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について」
令和2年5月25日 千葉県
 - ・「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」及び「同チェックシート」
令和2年5月29日改訂 公益財団法人日本スポーツ協会
 - ・「安全に運動・スポーツをするポイントは？」
令和2年5月22日 スポーツ庁

【問い合わせ先】

公益財団法人千葉県スポーツ協会

TEL 043-254-0023

FAX 043-254-0990



千ス協 第 6 7 号
令和 2 年 6 月 3 日

加盟団体長 様

公益財団法人千葉県スポーツ協会
理事長 大野 敬三
(公印省略)

熱中症事故の防止について (通知)

このことについて、令和 2 年 6 月 2 日付け教体第 1 7 6 号にて、千葉県教育庁教育振興部体育課長から通知がありました。

つきましては、関係団体ならびに関係者へご周知いただき、事故防止に努められますようお願いいたします。

〒 2 6 3 - 0 0 1 1

千葉市稲毛区天台町 3 2 3

公益財団法人千葉県スポーツ協会

担当：事務局長 後藤 光康

Tel 0 4 3 - 2 5 4 - 0 0 2 3



2 ス健ス第7号
令和2年5月28日

各都道府県スポーツ主管課長
各指定都市スポーツ主管課長 殿

スポーツ庁健康スポーツ課長

小沼 宏



(印影印刷)

熱中症事故の防止について (依頼)

標記については、例年、御協力をいただいているところでありますが、スポーツ活動中をはじめとして、依然として熱中症による被害が多く発生しております (別紙)。

熱中症は、スポーツ等の活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

政府においては、国民一人一人に対して熱中症の予防法や応急処置等について、より一層の周知を図るため、熱中症による救急搬送人員数が急増する7月を「熱中症予防強化月間」と設定し、熱中症予防の取組を推進しています。

熱中症の発生は、梅雨の合間に突然気温が上昇した日や梅雨明けの蒸し暑い日等、体が暑さに慣れていない時期に起こりやすいことを踏まえ、各位におかれましては、下記を参照し、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

記

1. 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(令和元年5月改訂公益財団法人日本スポーツ協会)等を参考として、関係者に対して熱中症事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化月間」についても、関連する部局・課とも連携し、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いします。
2. 環境省のホームページ(熱中症予防情報サイト)では、熱中症の目安となる暑さ指数(WBGT:湿球黒球温度)、熱中症への対処方法に関する知見等を提供していますので、適宜、御活用ください。
3. イベント主催者は施設管理者、警察、消防(救急搬送)、地方公共団体、関係団体と連携しながら運営する必要があることを留意されるとともに、関連する部局・課に対して周知されるようお願いいたします。なお、イベント等の運営に当たっては、強化月間以外においても、この趣旨を踏まえて適切に対応するようお願いします。



4. 学校の水泳プールの開放にあたっては、「学校屋外プールにおける熱中症対策」（平成31年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）等を参考に、子供から大人まで誰もが水泳活動を安全安心に親しめる環境づくりという観点に立ち、地域の実情等に応じて、適切に対応するようお願いいたします。

5. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防するための「新しい生活様式」では、外出時はマスクを着用することとされており、運動・スポーツを行う際には、三つの密（密閉、密集、密接）のいずれかに該当する場所を極力避け、例えば公園等ですいた時間、場所をえらんで実施するよう周知ください。

なお、運動・スポーツを行う場合のマスクの着用は、運動・スポーツを行う方が判断することになりますが、マスク（特に外気を取り込みにくいN95等のマスク）を着用して運動やスポーツを行う場合は、体温を下げていくことによって熱中症になりやすくなることから注意喚起をお願いします。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても注意喚起をお願いします。

下記のリンク先につきましては、今後の状況に応じ随時情報が更新される場合があります。都度、確認するようお願いいたします。

参考1：スポーツ庁HP 「新型コロナウイルス感染対策 スポーツ・運動の留意点と、運動事例について」 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html

参考2：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、政府や都道府県の方針・要請に従い、適切な対応に努めていただくようお願いいたします。

厚生労働省HP 「新型コロナウイルス感染症について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html#houshin

「令和2年度の熱中症予防行動の留意点について」 https://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020.html

スポーツ庁HP 「スポーツ関係の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインについて」 https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

【本件担当】

スポーツ庁健康スポーツ課

スポーツ安全係

電話：03-5253-4111(内線3939)

FAX：03-6734-3792